

令和6年度事業計画

〔I〕 在宅福祉活動

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅高齢者 地域生活支援 サービス	見守り給食サービス 事業 共同募金配分金事業	3,594 千円	S55.7	播磨町に在住する主に高齢者で見守りが必要な方に対し、配食を提供しながら利用者の生活状況や安否確認をするとともに、地域住民の参加やつながりを増やすことによる地域福祉及び在宅福祉の増進に寄与する。
	事業内容	毎週木曜日（年末年始・祝日・8月以外）に、利用者負担1食あたり300円で対象者へボランティア等を通じて夕食分の配食を行う。 【対象者】 ①75歳以上のひとり暮らしで、週3回以上の介護保険サービス等の支援を受けていない方 ②夫婦の年齢が合わせて160歳以上になる高齢者夫婦世帯の方 ③関係機関（行政・民生委員・相談援助事業所など）から相談があり、社会福祉協議会が配食を認めた方		
	年次目標	①各関係機関やボランティアと連携し、利用者への見守りを強化する。②住民への当事業の周知・啓発を行い、ボランティアの発掘を行う。		
	福祉機器の貸出事業	30 千円	H25.4	播磨町に在住する方に対し福祉機器を貸し出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。
	事業内容	播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸し出す。（他のサービスを受けることができる方は対象外。）		
	年次目標	① 必要な方に対して、迅速な貸し出しを行い、在宅生活における支援を行う。②当事業の周知及び利用促進に努め、外出機会の創出に寄与する。③貸出機器の管理体制を整え、衛生面の保持と安全性の向上を図る。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅障がい者 地域生活支援 サービス	移送事業 共同募金配分金事業	733 千円	H9. 4	町内に在住する身体の不自由な高齢者及び障がい者等で、家庭で移送手段を確保するのが困難である方に、医療・保健・福祉の利用の便を図り、在宅福祉の向上に寄与する。
	事業内容	車いすを使用するおおむね 65 歳以上の高齢者及び身体障がい者（児）で、心身の状態により他の交通機関の利用が困難で、家庭等で移送手段の確保が困難な方を対象に、福祉車両で病院への通院や入退院・福祉施設への入退所等の送迎を行う。		
	年次目標	福祉車両の点検や運転手への体調チェック、アルコールチェックの実施等、安全管理を徹底する。また、利用料の見直し検討を行う。		
	★要約筆記者派遣事業	160 千円	H13. 4	中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合に出席する場合に要約筆記者を派遣することにより、意思伝達の手段を確保し、もって難聴者等の福祉の増進に資する。
	事業内容	町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた難聴者で要約筆記を必要とする者に対して、①公的機関、学校や医療機関等において複雑な会話を必要とする場合、②医療機関での用務等社会生活上必要不可欠な用務に赴く場合、③社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合、④権利又は義務に関わる重要な用件の場合に登録筆記者を派遣する。		
	年次目標	社協だよりや SNS へ事業内容を掲載し、事業の周知及び利用の促進を図る。		
	★手話通訳者派遣事業	297 千円	H15. 4	聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者等の家庭生活並びに社会生活における情報収集やコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障がい者等の自立と社会参加の促進を図る。
	事業内容	町内に在住又は勤務し身体障害者手帳の交付を受けた障がい者等に対して、①公的機関への各種申請や届出・相談等のため官公庁等の公的機関に赴く場合、②医療機関での用務等社会生活上必要不可欠な用務に赴く場合、③社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合、④権利や義務に関わる重要な用件等の場合に手話通訳者を派遣する。		
年次目標	社協だよりや SNS で事業内容を掲載し、事業の周知及び利用の促進を図る。			

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	★声の広報事業	535 千円	H14.4	視覚障がい者に対し、広報録音CD等を配布することにより、より多くの情報を得ることができ、もって視覚障がい者の社会参加の促進に資する。
	事業内容	朗読ボランティア「のぎく」により、毎月発行される町広報、社協だより、議会だよりなどの内容をCDに録音した上、郵送し、情報を提供する。		
	年次目標	視覚障がいを持つ方々へ情報を届け、在宅福祉の向上に資する。リスナーにより分かりやすく情報提供ができるよう、個々の朗読スキルを磨く。		
	★手話奉仕員養成事業	483 千円	H17.6	手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障がい者の利便性を図り、社会参加を推進する。
	事業内容	初めて手話を学ぶ方向けに、耳の聞こえない方とのコミュニケーションを楽しみながら学べる機会として、高砂市社会福祉協議会と合同で講座を開催する。(令和5年度の入門講座に引き続き、基礎講座を開催する。)		
	年次目標	①受講者が学びやすい環境作りに努める。②令和7年度の手話講座を播磨町で開催するための準備を行う。また、事業の予定や報告を社協だよりやSNSへ掲載し事業の周知を行う。		

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
その他生活支援活動	☆日常生活自立支援事業	1,366 千円	H12.4	判断能力に不安がある高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い在宅生活を支援する。
	事業内容	専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し以下のような内容で対象者を支援する。 ①福祉サービスを利用できるように支援、②生活に必要なお金の管理の支援、③通帳や書類などのお預かり		
	年次目標	生活支援員の役割の明確化を図り、適時・適切な人材配置を今年度に検討する。また、新規契約者につながるため関係機関と情報共有の場に参加する。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
地域福祉活動	ふれあい・いきいき サロン事業 共同募金配分金事業	2,965 千円	H13.5	ひとり暮らしやフレイル状態にある高齢者等が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。
	事業内容	「ふれあい・いきいきサロン」については自治会が実施主体となり、高齢者等を対象として集会所等で開催する。開催頻度や内容は、各自治会で検討しながら取り組み、参加者とボランティアが共に運営していく「楽しい仲間づくりの活動」を支援する。		
	年次目標	運営に関わる方々も楽しく活動を継続できるよう、抱えている困りごとなどをヒアリングし、その上で課題解消に役立つ情報の提供や、他地区との情報交換の場を持つなどの支援を図る。		
	くらしサポート事業	39 千円	H18.11	住民の参加と協力を得て、支援を必要とする高齢者や障がい者等に対し、生活援助等を有償で行うことにより在宅福祉の増進を図るとともに、『住民相互の助け合い』を推進することを目的とする。
	事業内容	家事の手伝いや外出時の見守り、話し相手等、日常生活を営む上での支援を受けたい人（利用会員）と支援をしたい人（提供会員）に会員登録していただき、利用会員から支援の依頼を受けた場合に、活動できる提供会員を紹介し会員同士をつなぐ。		
	年次目標	利用会員と提供会員両者のふれあいの機会であることを念頭におき、また、この事業を介して関わる人が『頼り・頼られ』ながら、日常的にも住民同士の助け合い活動が身近に感じられる事を目指して、気持ちが通じ合うよう丁寧に連絡調整を行う。		
	★生活支援体制整備 事業（生活支援コー ディネーター業務）	9,884 千円	H28.10	日常生活上で支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続するため、必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図る。

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	事業内容	① 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務 ② サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務 ③ 社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、シニアクラブ等、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体の運営に関する業務		
	年次目標	・自治会やコミセン区域において、多様な地域の話し合いの場（協議体）の把握、立ち上げ、運営支援等に努め、関係性を築きながら、互いに目的や課題など共有を図る。また、活動の中で把握した課題をもとに、解決策の検討を共にを行い、地域活動と地域ニーズのマッチングを図る。 ・町内で住民が主体となって取り組む「生活支援活動」や、民間が業として行う生活援助事業の状況把握に取り組み、ニーズの情報提供等の活動支援を行う。また、町内における新たな活動の立ち上げに寄り添っていく。 ・町内の社会福祉法人連絡会、地域包括支援センターが開催する「ほのぼの連絡会」等を通じてネットワークの形成を図り、支援が必要な人や地域の実態を把握し必要な社会資源について整理を行いつつ、関係機関へつなげていく。		
	★生活支援 サポーター研修事業	147 千円	H28. 10	地域の高齢者を支える仕組みづくりと、住民主体の支えあい活動の担い手を養成する。
	事業内容	超高齢社会の現状や制度、高齢者とのコミュニケーションのコツや認知症についての理解を深め、高齢者の介護予防や生活支援に関わる基礎知識を学ぶ『生活支援サポーター養成研修』を開催する。		
	年次目標	住民を対象に播磨町の高齢者に係る現状や関わり方について学ぶ機会を提供するとともに、支援を主体的に行う機運を高め、高齢者の日常を支える担い手として、多様な形で地域において活躍していただける方を養成する。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
生きがい創り活動	喜寿お祝い写真贈呈事業	146 千円	H10.9	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。
	事業内容	9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈呈する。		
	年次目標	敬老月間の事業として9月に数え年77歳を迎える方に、一人でも多くの人に応募いただけるよう広報に努める。		
	★はつらつ広場事業	2,736 千円	H18.4	介護保険法の地域支援事業における地域介護予防活動支援事業を実施することによって、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりや住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めるとともに、生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することにより、介護予防の推進に寄与することを目的とする。
	事業内容	町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で認定を受けている方も参加可。ただし要相談。）を対象に、地域のコミュニティセンターを会場に、体操やレクリエーションを参加者とスタッフやボランティアで行う介護予防と仲間作りの教室。週1回の開催で1人あたりの利用料は、1回100円。		
	年次目標	地域の居場所として、定期的に開催できるよう体制を整える。また、利用者の健康状態など適時把握し、ボランティア、現場スタッフなど関係者間の連携を意識しながら運営に努める。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

〔Ⅱ〕 ボランティア活動 共同募金配分金事業

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
		5,855 千円	S58.9	
学習機会の提供	養成講座の開催事業	—————	S58.9	広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。
	事業内容	要約筆記啓発講座、点訳ボランティア養成講座などの実施。		
	年次目標	新たな活動者の学習の機会づくりと啓発を兼ねて実施する。		
交流・ネットワークの推進	ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援	—————	S58.9	ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や、ネットワークを構築する。
	事業内容	ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動費助成・研修会や活動に関する情報提供、日々の活動に関する困りごとなどへの助言を行う。		
	年次目標	各団体同士の交流を大切にし、連携しながらボランティア活動のモチベーションを高めていく。		
情報の収集・提供・発信活動	ボランティア情報誌発行事業	—————	S58.9	情報誌で広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽なものにする。
	事業内容	「みてみて」発行 1回/年		
	年次目標	当会事業や地域でのボランティア活動について、幅広く周知できるよう啓発を行う。		
マッチング・支援活動	コーディネート事業	—————	S58.9	活動希望者と活動先の需給調整、登録
	事業内容	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	年次目標	個人・団体ボランティアの登録数を増やし、関係機関と連携しながらマッチングや支援を進めていく。また既登録者のモチベーションアップに繋がるよう、きめ細かな情報提供や相談支援を行う。		
災害時支援活動	災害時ボランティア啓発事業	—————	H27.4	災害時のボランティア活動に関する知識や技術を伝えることで、災害ボランティアセンターや福祉避難所の開設に至った際のボランティア支援の機運を高める。
	事業内容	災害時ボランティアに関する情報の周知や、町外での災害時支援活動等を含む知識習得の機会を設ける。		
	年次目標	防災の意識を高め、我が事であることを認識してもらえよう研修会の開催や啓発に努める。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

〔Ⅲ〕 一般福祉活動

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
当事者組織への支援活動	各種団体への助成 共同募金配分金事業	345 千円	—————	各種団体・当事者組織に助成を行い、自主的な活動の支援を行う。
	事業内容	各種団体・当事者組織の事業計画に基づく申請により助成する。また、活動の支援を行う。		
	年次目標	当事者組織が持つ機能や役割が発揮できるよう支援していく。		

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
福祉学習活動	福祉学習指定校の指定 共同募金配分金事業	140 千円	S62.4	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。
	事業内容	小中学校 計6校を対象に助成し、福祉学習に関する授業等の取り組みを支援する。		
	年次目標	学校管理職、福祉教育担当教員、関係団体間でスムーズに連携がとれるよう検討する。		

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
啓発・広報活動	社協だよりの発行 共同募金配分金事業	2,144 千円	S44.6	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を住民に提供し、地域福祉の向上を図る。
	事業内容	社協だより『ゆう&あい』の毎月24日発行		
	年次目標	新規事業や講座募集など、社協の各種事業を周知するための誌面づくりに取り組む。また、本年度は誌面の見やすさや発行回数を含めた検討を行う。		
	SNSの活用 共同募金配分金事業	265 千円	H10.4	多くの住民の皆さんが、当社協の活動や、町内の地域福祉活動情報をタイムリーに受け取る事ができるように発信し、地域福祉に興味関心を持っていただき、また、地域活動等に参加していただく機会づくりとして実施する。
	事業内容	ホームページの他、インターネットを介したSNSを活用し、事業の開催告知や地域の活動状況をお知らせする。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	年次目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページは各部門が有効に活用することを意識し、情報の発信に努める。 ・他団体が実施する行事も含めて情報を把握し、住民同士の支え合いやつながりを“見える化”する事で、さらなる地域活動の活性化を図る。 ・住民一人ひとりが扱いやすい方法で情報の把握ができるよう、情報の発信ツールを複数活用していく。 		
	春風フェスへの参画	72 千円	H8. 6	社会福祉協議会や社協事業を周知するとともに、障がい者理解やボランティア活動等への啓発を目的とする。
	事業内容	「アスターはりま」と協働し、車いす体験などを実施する。		
	年次目標	社会福祉協議会の活動をPRするとともに、福祉体験を通じて障がい者理解やボランティア活動の啓発・普及を図る。		

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
相談所の開設	心配ごと相談所の開設	100 千円	S37. 1	広く住民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民の福祉の増進を図る。
	事業内容	毎月第1及び第3火曜日の13時から15時の2時間、福祉しあわせセンターにおいて相談員8名により、住民からの生活上の相談を受け、助言・援助を行う。		
	年次目標	民生委員・児童委員協議会と協働し、どこへ相談に行けばよいのか悩まれている住民の方に利用いただける、『よろず相談窓口』を目指していく。		
	法律相談所の開設	328 千円	H9. 6	心配ごと相談の一環として実施し、相談内容が多種多様化する中、法律的な助言・援助が必要とする相談の問題解決能力を高める。
	事業内容	毎月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士の派遣を受け法律相談を実施する。		
	年次目標	心配ごと相談では解決できない専門相談として、また成年後見センターの無料相談窓口として法律相談を有効活用していただけるよう広報活動に努める。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

区 分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
資金の貸付	☆生活福祉資金の貸付	45 千円	S34. 4	低所得・高齢者・障がい者などで一時的に困窮している世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助等を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長及び社会参加の促進を図る。
	事業内容	対 象：①低所得世帯 ②障がい者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 資金の種類：①福祉資金 ②教育支援資金（教育支援費・就学支援費） ③総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ④臨時特例つなぎ資金 ⑤不動産担保型生活資金 ⑥要保護世帯向け不動産担保型生活資金		
	年次目標	生活困窮の相談支援の体制づくりの仕組みが難しい町村部のため、播磨町での体制づくりについて関係機関と協議する。また、事務局内で相談内容の情報共有が図られるシステムの構築を目指す。		
	☆生活困窮者支援体制強化事業	8,370 千円	R5. 4	新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた生活福祉資金特例貸付の償還期間内において、生活困窮状態が続く借受人等が安心して暮らすことができるために必要な支援と、地域内のセーフティネットの充実を通じた社会的孤立・排除の解消・予防を図り、社協における生活困窮者支援の体制強化を図る。
	事業内容	基本事業：①特例貸付の借受世帯等への相談支援 ②特例貸付の借受世帯等への情報提供 選択事業：①地域における生活課題の実態把握 ②地域・他機関と協働した地域生活課題への対応 ③当事者活躍支援 ④就労支援・中間就労の促進		
	年次目標	借受世帯へ引き続きアンケート調査や電話、訪問を行い、生活課題の実態把握に努める。また、ハローワークや若者サポートステーション、ボランティアセンター等との連携を強化し、就労や社会復帰に向けての支援を行う。加えて、借受者に外国人が多いことから、外国人支援団体と連携しながら外国人へ情報発信を行う。		
	特別援護資金の貸付	450 千円	S35. 9	生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸し付ける。

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	事業内容	対 象：生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯 貸付限度額：50,000 円 償還期間：12 ヶ月以内
	年次目標	要援護者世帯を対象に緊急的な支援を早急に実現できるよう、相談体制やより円滑な貸し付けができるよう事業の見直しを行う。

区 分	事業名	事業費	事業開始	事 業 目 的
募金活動	社 協 会 費	4,695 千円	S58.6	社協会員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。
	事業内容	普通会費 1 戸 500 円 特別会費 5,000 円とし、7 月より納付を依頼する。		
	年次目標	社協活動への理解を深めてもらえるような広報等に努め、多くの方に賛同していただけるように取り組んでいく。		
	共 同 募 金	2,318 千円	—	住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 ・配分金を当事者団体への支援等、地域福祉推進のために有効に活用する。 		
	年次目標	配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用するとともに、募金が播磨町の福祉の向上に活用されていることを周知する。		
	歳 末 募 金	1,923 千円	S26.12	新たな年を迎える時期に援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て福祉活動を展開する。
	事業内容	自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯にお見舞金を届ける。また、募金を活用して保存が可能な食料品を購入し、必要とする方へ配布する事業を行う。		
	年次目標	募金に協力していただけるよう啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	善 意 銀 行	442 千円	S38.8	地域住民の善意を発掘しその高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払い出しを行う。 		
	年次目標	地域住民の善意を活かせるよう運営を行う。		

[IV] ★成年後見センター

事業費	事業開始	事業目的
15,664 千円	R6.4	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人及び将来の判断能力の低下に備えたい人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図る。
事業内容		具体的な内容
広報、啓発業務		<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会等の会合、いきいきサロン等のつどいの場へ出前講座を開催し、センター開設の広報、成年後見制度周知、制度理解を促進する。また、社協だよりや社会福祉協議会のホームページ等でセンターの周知を図る。 ・成年後見制度理解促進のための研修会、講演会を開催する。
相談業務		センター窓口、電話、訪問での相談受付、訪問による状況調査の実施を行う。また、専門職による無料相談の機会を提供する。
成年後見制度利用促進業務		本人が成年後見制度を利用しやすいよう支援するとともに、申立人が存在しない場合における町長申立てに関して町をはじめとする関係機関と連携し制度の利用促進に努める。
後見人支援業務・不正防止効果		後見人が本人、親族、福祉、医療、地域等の関係者と連携し本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応できるよう支援するとともに、不正防止のための金融機関への制度周知等を行う。
関係機関との連携と地域連携ネットワークの整備		日常生活自立支援事業と円滑に連携できるよう情報交換に努めるとともに、地域包括支援センターや町総合相談、障害者基幹相談支援センター等と定期的に情報交換を行うことで地域連携ネットワークの構築に寄与する。
年次目標		開設初年度であることから町担当部局や関係専門職と連携を深めることに重点を置き、準備が整い次第、各業務に取り組む。

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

〔V〕 ★地域包括支援センター

事業費	事業開始	事業目的
67,835千円	H18.4	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。
事業内容		具体的な内容
総合相談支援		①地域や関係機関等からの情報収集による対象の実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。
権利擁護		①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って、速やかな虐待対応を行う。 ③地域で活動する支援者の後方支援を行うことで、安全で安心なまちづくりを進める。
包括的・継続的 ケアマネジメント		①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るための研修や情報提供を行う。
介護予防ケアマネジメント		基本チェックリストを実施し、対象者の心身の状況に応じた適切なサービスが包括的・効率的に提供されるように支援する。
多職種協働による地域包括 支援ネットワークの構築		①困難ケースに対して個別地域ケア会議を開催し、多職種協働体制を構築する。 ②自立支援型地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーの自立に資するケアプランを作成できるように支援する。
指定介護予防支援		予防給付に関する、自立に資するケアプランの作成、サービス提供、モニタリング、給付管理を行う。
認知症総合支援		認知症地域支援推進員を配置し相談支援体制を築くとともに、一般向け・従事者向け講演会等を開催し、認知症であっても住み慣れた地域で暮らせる体制の構築を図る。
その他		①地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。 ②シニア元気アップ出前講座等を行い、介護予防活動を支援し、社会参加の重要性を啓発する。 ③自分らしい生活や看取りについて考える機会を持てるよう、ACPの普及啓発を行う。 ④介護者のつどい・企業向け勉強会等を開催し、仕事と介護の両立を支援する。

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

年次目標等

- ・医療や福祉関係機関、民生委員児童委員、行政との情報共有・協議により、地域課題の早期発見・解決に向けた取り組みを強化する。
- ・権利擁護に関する講演会や出張相談会を実施する。
- ・認知症に関する講演会及び従事者向け研修を実施するとともに、認知症カフェ等の充実を図り、本人ミーティングの機会につなぐ。
- ・介護支援ボランティアや認知症サポーターの養成を行い、それらの担い手の活動支援を行う。
- ・住民主体の通いの場において、機能評価を行うとともにフレイル予防に働きかけ、住民の介護予防が効果的になされるよう支援する。
- ・多職種参加による自立支援型地域ケア会議と困難ケースにおける個別地域ケア会議を開催し、自立支援に向けたケアマネジメントの向上・定着化を図り、地域包括ケア体制構築のための提言を行う。
- ・関係機関と連携し、地域での見守り・支え合い活動を含めた地域包括支援ネットワークの構築を図る。
- ・播磨町福祉会館における福祉のワンストップ相談体制の構築のため、福祉会館の準備が整い次第、成年後見センターとともに福祉会館へ移転する。

〔VI〕 ゆうあい園運営事業

事業費	事業開始	事業目的
37,688 千円	S58.5 H21.4 R3.4	関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援B型、生活介護、短期入所の各サービスを提供する。
事業内容	<p>(就労継続支援B型) 就労や生産活動の機会を提供するとともに、創作活動や余暇活動を通じて、楽しく、潤いのある日中生活を提供する。また一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。</p> <p>(生活介護) 創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、身体機能の維持向上、生活能力の向上、生活の改善のために必要なサービスを提供し支援する。</p> <p>(短期入所) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、介護や必要な支援を行う。</p>	
事業方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族のニーズを確認しながら個別支援計画の作成と見直しを行い、利用者の将来や未来の自己実現につながるようなきめ細かな支援に努める。 ・利用者個々の特性を理解し、多様化に対応できるよう職員の育成及び作業環境づくりに努める。 ・平均支払い工賃向上を目指し、安定した作業が提供できるよう、新規事業の開拓を積極的に進める。 ・季節の行事や園内外活動に利用者の希望を反映させ、楽しみや潤いのある日中活動を提供する。 ・利用者の創作活動に力を入れ、コミセンなどでの作品展に積極的に参加し、ゆうあい園の周知につなげる。 ・利用者の身体機能に応じた体操や歩行を行い、体力維持と向上に努める。 ・家族、関係機関、ボランティア等と連携し、利用者が地域で安心して暮らせるように支援する。また施設周辺の地域活動にもできることから参加し、ゆうあい園も地域の一員として地域との関わりを大切にすることに努める。 ・受入可能な利用者人員について広く情報を発信し、新規利用者確保を目指す。 ・短期入所事業については、引き続き各関係機関へ情報提供を行い利用率向上につなげる。 ・自然災害時及び感染症発生時における業務継続計画を職員に周知し、訓練を重ねながら対応力を向上させる。 ・定期的に職員ミーティングや研修等を行い、日々の利用者対応や業務の中で虐待やハラスメントが行われていないかチェックし、虐待及びハラスメントの防止に努める。 	

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

〔VII〕 介護保険事業

区 分	事業名	事業開始	事業目的
ホームヘルパーステーション	介護保険事業	H12.4	総事業費 20,050 千円
	方針	サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側に立って運営することを基本方針とし、職員の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供する。	
	内容	対象者：要介護または要支援認定者 内 容：①身体介護（入浴・食事・排泄・通院等介助） ②家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物）	
	障害者総合支援法に基づく 居宅介護事業	H18.4	身体障がい者（児）・知的障がい者（児）に対し、自立と社会参加を促進するために、適正な居宅介護を提供する。
	内容	対象者：身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者 内 容：①身体介護に関すること ②家事に関すること ③外出時における介護	
	★播磨町養育支援訪問事業	H21.12	児童の養育について支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対し、育児や家事等の援助を行うことにより、家庭における安定した児童の養育の実現に寄与する。
	内容	対象者：養育支援が必要な家庭の児童及びその養育者 内 容：ホームヘルパーによる育児・家事等援助	
	★播磨町産前産後サポート 事業	H29.5	妊娠期から出産後にかけて家事及び育児を行うことが困難な家庭等にヘルパーを派遣することで、妊婦又は産婦が、安心して出産及び育児ができるように支援する。
内容	対象者：家族等から十分な家事、または育児等の援助が受けられない母子手帳交付から産後に心身の不調、また育児不安等がある者 内 容：ホームヘルパーによる育児・家事等援助		

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

★播磨町障害者等サポート事業	H23.12	法による介護給付サービスを受けられない障がい者等に対して地域生活支援事業として障がい者等生活サポート事業を実施することにより、地域における自立生活の促進を図る。
内 容	対象者：町内に居住する介護給付費の支給決定者以外の障がい者等で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に重大な支障をきたすおそれがある方 内 容：ホームヘルパーによる家事等援助等	
年次目標等	介護保険事業、障がい福祉サービス、播磨町からの受託事業、それぞれの事業を実施し、赤ちゃんから高齢者まで播磨町で自立し、安全で安心して生活を継続できるよう、本人はもとより関係者と協働しサービス提供をしていく。	

区 分	事業名	事業開始	事 業 目 的 等			
デイサービスセンター	介護保険事業及び共生型生活介護事業	H12.4	総事業費 89,018 千円			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 855 743 1197">方 針</td> <td colspan="2" data-bbox="743 855 2096 1197">サービスの質の安定と向上を目指すため、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく優しく元気良く丁寧に」事業運営に当たることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指し、あわせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づく適正な通所介護ならびに第一号通所事業（町の総合事業の中の通所事業）を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。</td> </tr> </table>			方 針	サービスの質の安定と向上を目指すため、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく優しく元気良く丁寧に」事業運営に当たることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指し、あわせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づく適正な通所介護ならびに第一号通所事業（町の総合事業の中の通所事業）を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。	
方 針	サービスの質の安定と向上を目指すため、サービス提供体制（人員及び設備）の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しながら、「目配り・気配り・心配り」を念頭に、常に利用者の立場となつて、「明るく優しく元気良く丁寧に」事業運営に当たることを基本に据える。職員個々の介護の知識・技術の向上を目指し、あわせて対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護状態と認定され利用される方に対して、法令遵守に基づく適正な通所介護ならびに第一号通所事業（町の総合事業の中の通所事業）を提供することで、利用者及び家族・介護者が安全に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、喜んで利用して頂けるように事業に取り組む。					

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

年次計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の皆さんが思い描く生活を安全に安心して送っていただけるよう支援する。 ・支援にあたってはケアマネジャーの立案したケアプランに基づき、通所介護計画を作成する。 ・本人をはじめ、家族、介護者、介護支援専門員等と情報を共有し連携しながら支援する。 ・令和5年度から始めた個別機能訓練は、訓練の時間だけではなく、デイサービスで過ごしていただくあらゆる場面に反映できるように、介護職員、看護職員、生活相談員が一体となって取り組む。 ・総合記録システムの導入、特浴機の更新を行い、職員の業務の効率化・省力化、身体的負担の軽減を目指し、サービス提供の質の向上・充実を図る。 		
★障害児日中一時 (生活介護型) 支援事業	H18.4	社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、身体障がい児に対し、適正なサービスを提供する。	
内容	対象者：町内に在住する18歳以下の身体障がい児 内 容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常動作訓練（機能訓練・レクリエーション）⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧排泄援助		
★身体障害者短期入所事業	H12.4	身体障がい者の介護を行う者の疾病その他の理由等により、障がい者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障がい者及びその家族の福祉の向上を図る。	
内容	対象者：町内に在住する在宅の身体障がい者 利用期間：7日以内		

区 分	事業名	事業開始	事業目的等
居宅介護支援事業所	介護保険事業	H12.4	総事業費 21,632千円
	方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が要介護状態等になっても、可能な限り自立した生活を営むことができるよう配慮する。 ・利用者等の選択に基づき、医療、福祉サービス等、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。 ・利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立なケアマネジメントを行う。 ・事業の運営にあたっては、播磨町をはじめ、関係機関との連携に努める。 	

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

	<p>年次計画</p>	<p>特定事業所加算を取得しており、取得要件である以下の取り組みの充実を図り、事業の継続・効率化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルや感染症、災害対策の業務継続計画書、高齢者虐待防止及び身体拘束等の適正化の指針の作成や見直しを行い、またそれに伴う研修や播磨町役場、地域包括支援センター等との連携、協力を努める。 ・適切なケアマネジメントの実施と特定事業所加算に相応しい地域の支援も図れる事業所を目指し、主任介護支援専門員として求められる資質の強化、発展に取り組む。 ・利用者や家族からの急な依頼への対応ができるよう、引き続き連絡体制を確保する。 ・多様化、複雑化する課題に対応するための取組みを促進できるよう、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病疾患患者等、他制度の関する事例検討会や研修会等に参加する。
--	-------------	--

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業

〔Ⅷ〕 公益事業

事業名	事業費	事業開始	事業目的等
★福祉しあわせセンターの 受託運営	7,725 千円	H12.2	指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。

〔Ⅸ〕 地域福祉推進計画

事業名	事業費	事業開始	事業目的
第6次地域福祉推進計画の策定 共同募金配分金事業	7,877 千円	R3.4	播磨町地域福祉計画の基本理念「だれもが排除されず、つながりを持ち続け、いきいきと暮らせる播磨町」と連動するように、住民の声、地域の気がり、役職員の気づきを通して住民同士がお互いに関心を持ち、声をかけ、助け助けられ、支え支えられる人と人のつながりの再構築を目指し、本会の基本目標である「ちいさなまちの大きなうち～ふれあい 語りあい ささえあいの地域(まち)づくり～」の実現のため、地域福祉推進計画を策定する。

活動内容 令和6年度重点目標：策定委員会及びワーキングチームで計画策定に向けた取り組みを進める。

- ・自治会エリアでの見守りと支え合い活動の基盤となる「支えあい連絡会」の設置をすすめ、またコミセンエリアにおける住民主体のつながりと支えあい活動に取り組む団体の設置を目指し、その活動への伴走支援を行う。
- ・「支え合い連絡会」「野添コミセン協働の会」「南部コミセン イレブン協働の会」「いきいきサロン」「カフェ」「はつらつ広場」「100歳体操」といった地域活動の場において発せられる住民の皆さんからの個別課題や地域課題をくみ取り、計画策定に活かす。
- ・自治会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、行政、当事者団体や民間活動団体等との情報共有、情報交換を行い、連携・協働しながら地域福祉の推進を図る。
- ・相談業務、在宅福祉事業、ボランティア活動を通じて得られる個別ニーズや地域ニーズに応えられる新たな事業提案に取り組む。

※ 表内 ★印＝播磨町受託事業 ☆兵庫県社協＝受託事業 ◎＝新規事業